

## 特集：移民政策と国籍法

# なぜ韓国は重国籍容認に舵を切ったのか

宣 元錫 中央大学兼任講師

キーワード：改正国籍法，重国籍，優秀な人材，移民政策

韓国では2011年部分的に重国籍を認めることを柱とする改正国籍法が施行された。それまで国籍唯一主義を頑なに堅持したことからの大転換である。法改正によって、それまで一つの国籍を選択するよう強制された制度を改め、国内で外国籍を行使しないと誓約すれば韓国籍を選択できかつ外国籍も維持できる形で重国籍が容認される。主な対象は優秀な外国人、結婚移住者、外国籍養子国籍回復者、永住目的国籍回復者等である。重国籍の容認の背景からは人口減少が見込まれる中で人口流出に歯止めをかける人口政策の側面と、優秀な外国人を誘致し競争力向上を目論む経済主義、そして韓国に移住した人々や海外に移住した韓国人に対して韓国社会との紐帯を強化し包摂に資する政策意図が読み取れる。このような国籍政策の流れは2000年代以降韓国で活発に展開されている競争力と人権が交差する現実主義移民政策と同じ方向性であり、同一線上にあると理解できる。

## はじめに

人間は一国家の国民としてしか生きられないのか。交通手段が飛躍的に発展しインターネットを日常的に利用する現代社会において一国家の国民として生きるよう制限することに何か不合理や不条理はないのか。いま世界は国境や国民という近代国民国家の成立以来発展させてきた仕組みが揺らぐ一方で、国家間の差（とくに経済、軍事面が顕著だろう）を背景にその壁をより強硬なものにしようとする動きが同時に渦巻いている。

国籍をめぐるのは国境を越える人の移動が増えるにつれて、自身の意思は別にしても異なる国籍者との結婚や生地主義国家での出生による重国籍者の増加は避けられない。今後もこのような流れに劇的な変化が生じるとは考えにくく国籍をめぐる様々な軋轢が生じている。国籍唯一主義に固執してきた韓国が条件付きでありながら部分的に重国籍を認める方向に国籍政策の舵を切ったのもその一つの動きであろう。

韓国では2010年5月に部分的に重国籍を認めることを骨子とする国籍法改正が行われ、翌年の1月1日に全面施行された。これにより国籍法定以降続いてきた、国民が自ら外国籍を取得すれ

ば韓国籍を自動的に喪失し、外国人が韓国籍を取得するためには必ず外国籍を放棄しなければならなかった厳格な国籍唯一主義に修正が加えられた。

本稿ではこのような韓国の国籍をめぐる動向について、2010年国籍法の改正に至るまでの国籍法の変遷について簡単に整理した後に、改正国籍法について重国籍部分を中心に概要を述べる。そして法改正に至った背景について検討することにした。

## 1 国籍法の変遷：重国籍を中心に<sup>1)</sup>

韓国の憲法第2条1項には大韓民国の国民になる要件は法律により定めると規定され、国籍法は大韓民国の政府が樹立された1948年に制定された。国籍法の根幹は国民になる要件とその手続きを規定することであり、現在に至るまで国籍法の要となる領域である。国籍法は現在に至るまで17回改正されてきたが、1997年12月重国籍関連の部分を含む大きな改正がされるまでには、韓国で重国籍は厳格な国籍唯一主義のもとで否定的・消極的に扱われてきた。実際に重国籍を部分的に認める法改正は2010年の改正法からであるが、重国籍が国籍法の主要な問題と扱われたのは1997年の法改正からといえる。以下韓国の国籍法変遷のなかで重国籍がどのように扱われてきたかを検討する。

### (1) 制定国籍法における重国籍の扱い

1948年12月20日法律第16号として制定された国籍法では、重国籍について明確な立場を記しているとはいえない。外国人の帰化には外国籍の喪失を要件として規定し、国民が自ら外国籍を取得した場合は韓国籍を喪失すると規定され、一見重国籍を認めないものとみられる。しかし外国人の帰化以外の韓国籍取得（婚姻、認知、随伴取得、国籍回復）には外国籍喪失に関する規定がなく、また韓国籍喪失事由の一つとして「二重国籍者として法務部長官の許可を得て国籍を離脱する場合」を規定しているが、これは重国籍者の国籍離脱が義務ではなく自発的選択によるものを意味し、重国籍について規制をかけるというより放任しているとも解される。

### (2) 厳格化されていく重国籍（2010年以前）

国籍法制定後、重国籍関連規定は改正を重ねるごとに厳格化してきた。1962年1次改正では外国人の韓国籍取得による外国籍離脱義務に対してより厳格に規定された。制定国籍法では外国籍離脱義務はあったものの義務履行期間については規定がなかったが、その期間が6か月と規定された。また帰化外国人のみが対象であった外国籍離脱義務が婚姻、認知、随伴取得及び国籍回復等、外国人が韓国籍を取得するすべての類型に拡大し、帰化外国人に対する重国籍不容認がより明確にされた。さらに、翌年の1963年の改正では韓国籍を取得した外国人が6か月以内に外国籍を離脱しないと取得した韓国籍を自動的に喪失させるとし、重国籍を容認しない基調がより鮮明になった。

その後、国籍法は1997年に大きく改正され、それまでの父系血統主義から両系血統主義に変更されるとともに、重国籍と関連する条項もより体系的に強化された。外国人が韓国籍を取得して6

か月以内に外国籍を離脱しないと韓国籍を喪失させる規定はそのまま、例外的に本人の意思にもかかわらず外国籍の放棄が難しい場合は暫定的に重国籍を認める外国籍放棄留保制度が導入された<sup>\*2</sup>。また外国籍を取得した韓国人の国籍喪失は維持される一方で、婚姻、認知、養子縁組及び随伴取得により外国籍を取得した場合、直ちに韓国籍を喪失するのではなく、法務部長官に外国籍取得日から6か月以内に国籍保有申告をすれば国籍選択義務の履行時期までに重国籍を暫定的に認める国籍喪失留保制度が導入された。これらの制度は重国籍に対するそれまでの画一的で機械的な制度運用から、国籍選択権の尊重や重国籍者の人権保護の観点から前進したと言えようが、重国籍不容認の基調に変わりはない。

しかし、これらの制度導入の一方で、重国籍者に対しては強制的な国籍選択義務を課し、国籍唯一主義がより強化された。すなわち、出生やその他の事由により重国籍者になった者は一定期間内に一つの国籍を選択しなければならず、それを履行しなかった者は韓国籍を自動的に喪失するとし重国籍不容認の姿勢がより鮮明になった。それにより、満20歳以前に重国籍になった者は22歳までに、満20歳以降重国籍になった者は重国籍になった日から2年以内に一つの国籍を選択しなければならなくなった。とくに満18歳以上の男子の場合、兵役を終えるか免除された日から2年以内に一つの国籍を選択するようにし、重国籍が兵役逃れの手段となることを防止する制度も合わせて定められた。さらに、2005年改正法では兵役と関連して、直系尊属が永住目的なく外国に滞在した状態での「遠征出生」による重国籍者の国籍離脱をより厳格に制限し、男子重国籍者は「第1国民役」<sup>\*3</sup>に編入される以前にも国籍離脱ができないように制限するとともに、兵役を終えるか免除されるまでに国籍選択をできなくし、その規制がより強化された<sup>\*4</sup>。いわゆる遠征出生者の国籍選択の制限は、社会の一部の人々（とくに経済的に裕福な、あるいは権力層）によって重国籍が兵役逃れの手段として利用されるのではないかという、社会一般の認識を如実に表わしている（정근식, 2003）。その実重国籍が政策的議題になるたびに真っ先に兵役関連問題が反対論理として浮上していたのである。

## 2 重国籍容認の改正国籍法の概要

2010年に改正された国籍法は法制定以来続いた国籍唯一主義を緩和し、制限的でありながらも部分的に重国籍を認めることになり、国籍政策の大転換といえる。改正に伴って重国籍者の法的地位が定められ、重国籍者の国籍選択・離脱方法等についても改正された。また、重国籍容認に伴う問題への対応を目的とする関連条項が改正・新設された。以下、重国籍関連部分を中心に改正法的主要内容について述べる。

### (1) 優秀な外国人に対する国籍取得要件の緩和（第7条）

外国人が帰化するためには、一般帰化の場合5年以上、簡易帰化の場合は3年以上<sup>\*5</sup>、韓国に住所を有するなどの要件を充たさなければならないが、改正法では「大韓民国に特別な功勞を有する者」と「科学・経済・文化・体育等特定分野で優秀な能力を保有している者で大韓民国の国益に寄

与すると認められる者」は、居住要件を充たさなくても帰化できる条項が新設された<sup>\*6</sup>。この条項は外国の優秀な外国人を誘致することを目的とする当時イ・ミョンバク（李明博）政権の国家競争力強化政策の一環として新設された<sup>\*7</sup>。これに該当する外国人は中央行政庁、広域自治体、在外公館の長等の推薦により、国籍審議委員会の審議を経て法務部長官が決めることになっている（国籍法施行令第6条）。

## (2) 重国籍容認：国籍取得者の外国籍放棄方式の変更（第10条）

改正前は外国人が韓国籍を取得すると6か月以内に外国籍を放棄しその証明書を提出しなければならず、これを履行しなかった場合は韓国籍を喪失すると規定されていた。改正法では外国籍放棄義務期間が1年に延長されるとともに、下記の対象者に対して外国籍を放棄することなく外国籍を行使しない誓約をすれば韓国籍を維持できるとされ、重国籍が認められるようになった。その対象者は以下のとおりである。

### ① 結婚移住者

国籍法第6条の簡易帰化の対象者で、その要件は韓国人と婚姻した状態で韓国に2年以上継続して住所があるか、婚姻後3年が経過し婚姻した状態で1年以上継続して韓国に住所がある者である。

### ② 功労者・優秀な外国人

国籍法第7条の特別帰化の対象者で、韓国に特別な功労があるか、科学・経済・文化・体育等特定分野で優秀な能力を保有している者で韓国の国益に寄与すると認められる者である。これにより、優秀な外国人については韓国籍取得要件が緩和されるとともに重国籍が維持できるようになった。

### ③ 功労・優秀な国籍回復者

国籍法第9条（国籍回復による国籍取得）により、韓国国民だった外国人が法務部長官の国籍回復許可を得て国籍を取得した者で、上記の功労者か優秀な外国人に該当する者。すなわち国籍を回復したすべての者ではなく、功労者か優秀な外国人のみがその対象となる。

### ④ 外国籍養子国籍回復者

韓国の民法上成年（満19歳）になる前に外国人と養子縁組されたあと、外国籍を取得し外国で継続して居住していた者で、国籍回復を許可された者。

### ⑤ 永住目的国籍回復者

外国に居住し永住を目的に満65歳以後に入国し、国籍法第9条（国籍回復による国籍取得）に従って国籍回復を許可された者。

#### ⑥ 外国籍放棄が困難な者

本人の意思にかかわらず外国の法律や制度により外国籍の放棄が困難な者。これに該当する人には、韓国籍取得後3か月以内に外国籍放棄の手続きを開始したにもかかわらず、外国の法律や制度により1年以内に国籍放棄手続きを終えることが難しい事情を証明する書類を法務部長官に提出した人が含まれる（国籍法施行令第13条）。改正前には外国籍放棄の覚書を作成し提出することで外国籍を放棄したとみなされていた。

以上のように、外国籍放棄方式を従来の放棄以外に外国籍を行使しないと誓約することによって外国籍を維持できる道が開かれた。誓約は法務部長官に「外国国籍不行使誓約書」を提出することで行われる。誓約書には、大韓民国の国民として義務を充実に履行すること、韓国内や出入国の際に韓国国民としてのみ処遇されることを熟知し、外国の旅券を使用したり外国人登録をしたりする等の外国籍を行使しないことが含まれ、これに違反すると国籍選択命令や国籍喪失決定等の不利益を甘受することを誓約する内容となっている。ただし、外国籍を1年以内に放棄しないか誓約しなかった者はその期間が過ぎた時点で韓国籍を喪失すると規定された<sup>\*8</sup>。

#### (3) 重国籍者の法的地位（第11条の2）

改正法では重国籍者を意味する複数国籍者を「出生かその他この法により大韓民国国籍と外国国籍をともに有する者として大統領令で定める人」と定義し<sup>\*9</sup>、韓国の法律適用において国民としてのみ処遇すると定められた。それまで一般的に使用されていた「二重国籍者」という用語は3つ以上の国籍を有することがあり得ること、社会一般の否定的なイメージが強いことから変更された。

また、重国籍者は関係法令により外国籍を有する状態で職務を遂行できない分野に従事しようとする場合は外国籍を放棄しなければならない。国籍法の改正に伴って公務員任用に関する法律も改正され、重国籍者は業務の性質上国家の安全保障と利益に重要な影響を及ぼす分野の採用を制限できると定められた<sup>\*10</sup>。

#### (4) 先天的重国籍者の国籍選択方式の変更（第12条）

改正前は重国籍者が韓国籍を選択するには国籍選択期間内に外国籍の放棄を義務付けていた。改正法では満20歳以前に重国籍者になった者は22歳になる前に、満20歳になった後に重国籍者になった者はその時点から2年以内に（これを「基本国籍選択期間」という）韓国籍を選択する場合、外国籍を放棄する代わりに外国籍を行使しない誓約を行う方式によって韓国籍を選択できるようになった。ただし、男性の場合は兵役法上「第1国民役」に編入される18歳になる年の3月31日までに韓国籍を放棄しなければ兵役が解消される日から2年まで国籍選択期間が延長される<sup>\*11</sup>。

基本国籍選択期間以後に韓国籍を選択しようとする者と、出生時に母が子に外国籍を取得させる目的で外国に滞在した状態で出生した者（いわゆる「遠征出生者」）に対しては外国籍を放棄した場合のみ韓国籍を選択できる。これらの規定は重国籍容認においてもっとも懸念された重国籍が兵役逃れに「悪用」されることを防ぐために設けられた。ちなみに後天的自発的に外国籍を取得した場合

は、その国籍を取得した時点で韓国籍は自動的に喪失されるために複数国籍の対象にならない。

#### (5) 国籍離脱要件及び手続きの強化 (第 14 条)

改正前には国内外に関係なく居住地で国籍の離脱が可能だったが、改正法では外国に住所を有する場合のみ在外公館を通して国籍離脱の申告ができるようにし、国内に生活基盤を持っている者に対しては実質的に国籍離脱を制限している。

#### (6) 重国籍者に対する国籍選択命令制度の導入 (第 14 条の2)

改正前には、重国籍者が一定期間内に国籍選択義務を履行しなければ、別途の手続きを経ずに韓国籍が自動的に喪失された。改正法では国籍選択期間が経過した場合、自動的に国籍を喪失させるのではなく、法務部長官が国籍選択命令をし、それでも選択しなかった場合国籍を喪失させることに改正され、それまでの無通知自動喪失制度を改めた。また外国人が韓国籍を取得する、あるいは選択する際に外国籍を行使しないと誓約した者が誓約に反する行為をした場合も同様の国籍選択命令をし、一定期間内に外国籍を放棄しなければ韓国籍を喪失するとされた。法改正により国籍の無通知自動喪失は国籍選択命令という手続きを踏むことになったものの、喪失の仕組みはそのままである。

#### (7) 国籍喪失決定制度の導入 (第 14 条の3)

改正法には重国籍者が国家安全保障・外交関係及び国民経済等において国益に反する行為をするか、社会秩序維持に相当な支障をきたす行為等により韓国籍を有することが著しく不適合だと認められる場合は法務部長官が国籍の喪失を決定できる規定が新設された。新しく規定された重国籍者の地位を明確にする一方で重国籍者の地位を剥奪することも明文化されたのである。ただし、出生によって韓国籍を取得した者は除外される。

改正法は 2011 年 1 月 1 日に施行されたが、これら国籍選択義務及び国籍選択手続きと関連する条項は公布と同時に施行された。ただし、附則には、従前の国籍選択期間超過により韓国籍を自動喪失した者に対して「大韓民国に住所をおいている状態」<sup>\*12</sup>で改正法公布後 2 年以内に外国籍不行使誓約をすれば韓国籍の再取得ができるとされた。またすでに外国籍を放棄し韓国籍を選択した者も、改正法公布後 5 年以内に該当外国籍を再取得した場合には韓国籍が喪失されないとし、重国籍を認めると規定した。

### 3 重国籍容認の背景

重国籍を部分的に容認する 2010 年の国籍法改正はそれまでの厳格な国籍唯一主義を堅持してきた韓国の国籍政策の大転換と言える。2000 年代以降、韓国では外国人と多文化関連政策が活発に展開されてきた。2004 年の非熟練労働者の合法的な就労に道を開いた雇用許可制の開始と、2007 年

表1 国籍取得者と国籍放棄者の推移（単位：人）

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国籍取得者	10,228	15,208	26,214	17,134	18,175	12,402	13,808	13,983	13,294
国籍放棄者	23,528	20,439	22,022	22,865	22,797	18,465	20,090	19,472	17,529
うち国籍喪失	22,802	20,163	21,136	22,131	21,473	17,642	19,413	18,150	16,595
うち国籍離脱	726	276	886	734	1,324	823	677	1,322	934

出所：法務部（クムテソプ議員報道資料から筆者整理）

の統合政策を定めた在韓外国人処遇基本法（以下、外国人基本法という）の制定は韓国社会がより開かれた社会に向かう方向付けとして理解できよう。重国籍の部分的な容認はこのような移民政策と相まって、さらに一歩踏み込んだ政策転換と評価できる。ここではなぜ韓国でこのような政策転換が展開されたのかその背景について検討したい。

### (1) 国民流出の歯止め

韓国の特殊合計出生率は2000年代に入って1.2前後を推移し少子化傾向が鮮明になった。実際の人口成長率も1996年以降1%を下回り、直近の2016年の調査では0.45を記録した。このような少子化傾向はさらに続くと見られ、2032年からは総人口の減少が始まると予測されている（통계청, 2016）。

出生率低下による人口減少が懸念されるなか、国民流出がもう一つの課題として注目された。表1の国籍取得者と国籍放棄者の推移を見ると、2009年を除き常に放棄者が取得者を上回っていることが分かる。人口の自然増加が見込めないなか、新たに国民になる人より外国人になる国民が増えれば人口減少がより加速される。また表1から、国籍放棄者のうち、自ら国籍を離脱する者より国籍選択を行わず国籍を喪失する者が多いことに気づく。重国籍者は法律で定める期間内に韓国籍を選択しなければ自動的に国籍を喪失することになっているために積極籍に国籍を離脱する人より、法律の規定により自動的に喪失する人が大多数を占める実態を表わしている。国籍法の改正はそれまでに厳格に行われた国籍管理を緩和し重国籍を部分的に認めることによって、国籍放棄による国民流出を減らす意図が見え隠れする。

ところが、国籍放棄者が国籍取得者を上回る、また国籍離脱者より国籍喪失者が多いこのような状況は改正国籍法が施行された2010年以降も変わらないが、国籍放棄者は緩やかな減少傾向を示している。さらに自ら国籍を離脱する人は法改正より減ることはなく、逆に増加にもとれる推移を示し、法改正の効果は現時点では判断できない。

### (2) 優秀な外国人の獲得

改正国籍法のなかでもっとも緩和された部分は韓国籍を取得する優秀な外国人の外国籍放棄方式の変更である。優秀な外国人であれば、上述した通り、居住要件なしの特別帰化が可能になり、韓国国内で外国籍を行使しないと誓約すれば外国籍を放棄せずに重国籍が認められた。

優秀外国人の重国籍容認はイ・ミョンバク政権下の国家競争力強化委員会の会議（第11次、2009年3月26日）で法務部の報告によって公にされ、競争力強化政策の一環として進められた。政策当局の論理は、「国益に貢献できる優秀な人材の安定的な確保による国家競争力」というが、重国籍容認が海外の優秀な人材の確保にどれほど効果があるかについては懐疑的な意見が多い<sup>\*13</sup>。それにもかかわらず政府は海外の優秀な人材の確保を重国籍容認の第1の期待効果としてアピールした。

このような政府の姿勢は韓国の移民政策に一貫して見られる。2007年外国人基本法の制定後、法律の規定により5年ごとに定められるとされている「外国人政策基本計画」では優秀な外国人の誘致を第1の政策目標として掲げてきた。この点はこれまで3次にわたって策定されたすべての基本計画に（2008、2013、2018）、政権が保守寄りベラルか関係なく共通している。イ・ミョンバク政権期にあたる第1次基本計画（2008～2012）には「優秀な人材の誘致による成長動力の確保」を掲げ、細部計画に「社会、経済、文化等の各分野で卓越な能力を有する外国優秀人材等に対する二重国籍容認」が盛り込まれ、重国籍容認が移民政策の一環として推進されたことが分かる。これらを見る限り、韓国での部分的な重国籍の容認は、優秀な外国人材を獲得するという移民政策の周縁が国籍政策にまで広がった結果といえる。

### (3) 移住者の包摂

今回の国籍法改正によって、今後重国籍者がもっとも増えていくことが予想されるグループが韓国にいる国際結婚移住者とその子女、そして海外にいる韓国籍者だろう。韓国で2000年以降急速に増えた結婚移住女性は、既述した通り韓国人と婚姻した状態で韓国に2年以上継続して住所があるか、婚姻後3年が経過し婚姻した状態で1年以上継続して住所があれば簡易帰化ができ、かつ外国籍を放棄せず韓国内で外国籍を行使しないと誓約すれば外国籍を維持できる。また、両親の国籍を継承する先天的重国籍者になる国際結婚家庭で生まれた子どもは満20歳以前に重国籍者になった者にあたるので、22歳になる前に外国籍を放棄する代わりに外国籍を行使しない誓約を行う方式で、外国籍を放棄せずに韓国籍を選択できる。

国際結婚移住者は自身のアイデンティティーや母国にいる家族との紐帯、あるいは将来設計と絡んで、簡単に国籍を変えられない。一方、移住先では外国人としての滞在不安や社会生活上の不便、時には差別にさらされる。2007年外国人基本法の制定以降、統合政策が活発に実施されているにもかかわらず、こうした状況に大きな変化が見られないなか、重国籍容認は韓国籍を取りやすい条件となり、韓国社会への包摂に肯定的に働くと予想される。

外国に居住する韓国籍者は韓国に移住した結婚移住者とは条件が異なる。多くの韓国人が移住している米国など地主主義の国の場合、移住先で生まれた子どもは生まれた地の国籍と韓国人の子としての韓国籍を取得でき、先天的重国籍となる。そして韓国内の国際結婚家庭の子どもと同じように、22歳になる前に外国籍を放棄する代わりに外国籍を行使しない誓約を行う方式で韓国籍を維持でき、韓国に入国、居住する際には韓国人として生活できる。ただし、韓国人だった人が外国籍を取得し再び韓国籍を回復しようとする場合は功労者か優秀な人材に該当する人のみが対象となるし、永住帰国する場合は65歳以上が条件となる。したがって、今回の改正国籍法は、移住した韓



国人のなかで優秀な人材と先天的な重国籍者に重国籍を容認することにより韓国との紐帯を維持させ、国民としてつなぎとめようとする狙いがあるといえよう。

このように、今回の改正国籍法ではすべてではないにせよ、韓国に移住した人や海外に移住した韓国人を国民として包摂しようとする意図が読み取れる。とくに韓国籍を取得する国際結婚移住者を広くその対象に含めている点は、形式的メンバーシップの課題をクリアする一歩前進と評されよう。

## 4 まとめ

大韓民国が成立した1948年以降、韓国の国籍政策は国籍唯一主義の原則のもと厳格な姿勢を貫いてきた。2010年の改正国籍法の施行による条件付きの限定的なものといえども、重国籍容認は国籍政策の大転換である。

重国籍容認に舵を切った背景を探ってみると、その対象と要件から少子高齢化が進行しているなかで国民流出を防止する人口政策としての狙いと、優秀な外国人を受け入れ、競争力向上に資する経済主義が読み取れる。そして韓国に移住した外国人や海外に移住した韓国籍者の韓国社会との紐帯を維持強化し社会統合に役立てるという狙いも見えてくる<sup>\*14</sup>。

ところが、これらの政策意図は2000年代に入って展開されている韓国の移民政策と同じ線上で理解できる。韓国では1993年以降続けてきた研修制度に代わって非熟練労働者を受け入れるための雇用許可制を2004年から施行し、2007年には外国人基本法を制定し統合政策に本腰を入れている。また外国からの優秀な人材の受け入れを移民政策の第1課題として掲げるなど、韓国の移民政策は常に競争力と人権が交差する中で、多民族多文化化していく韓国社会の実情に合わせた現実主義路線を進んでいる(宣, 2017)。今回の国籍政策の大転換もこうした移民政策の流れと同じ方向性であり、先行している移民政策の流れの影響が国籍政策にまで及んだと理解できる。

大転換であった重国籍容認を盛り込んだ国籍法改正であったが、いくつかの問題も残している。その一つは優秀な人材であれば国内居住要件なしで重国籍を認める制度改正は一見大きな修正と見えるが、極論を言えば韓国社会と全く接点のない人であっても韓国社会に貢献できると評される能力だけで重国籍を認める大きな要件緩和のために、優秀人材と判断される要件が厳しく設定された。それにより重国籍が認められる優秀人材の範囲が狭くなり、政策変更の実効性に疑問が残る。法務部の発表によれば、重国籍が認められる優秀人材の特別帰化者は法律が施行された2011年から2018年まで138人と少数にとどまっていることがそれを物語っている(법早早, 2018)。経済発展に資することを意図するならば、雇用許可制ルートで入国して韓国に一定の居住歴のある技能労働者も十分その対象になりうる。今回の政策転換は優秀な人材にあまりにも固執したために、国籍唯一主義の修正というより例外的で消極的な政策変更と言わざるを得ない。

もう一つは国籍喪失に関連する「暴力的」条項の新設である。改正国籍法には「国家安全保障、外交関係及び国民経済等において大韓民国の国益に反する行為」や、「社会秩序の維持に相当な支障」をきたす行為など、「国籍を保有するのに顕著に不適切と認められる場合」には聴聞を経て国籍

の喪失を決定することができる」と規定された。出生によって国籍を取得した人は除外されるが、上記の規定は国籍の選択と喪失に対する自己決定権に関わる基本的人権に即しても問題がある。また過去軍事政権期に反政府人物として在外同胞の入国を制限するなどした人権弾圧の歴史を鑑みれば、この条項が悪用される危惧を拭いきれない(박병도, 2011)。

今後韓国の国籍政策がより開放的に展開され重国籍の範囲が広がることも予想される中、様々な方面から賛否両論が起きている。権利だけ享受し義務を疎かにするのではないかという批判もある一方で、優秀人材の誘致や移住者の人権擁護、また国籍の意味合いが変化していくグローバル社会に対応するための国籍政策のより柔軟な運用については、概ね同意されているように見受けられる。日本より一足先に展開されていく韓国の移民政策とともに国籍政策にも注目して行きたい。

- \*1 国籍法の変遷については이상훈(2011)を参考にした。
- \*2 外国籍放棄留保は、未成年者、外国籍放棄手続きを開始したがまだ終えていない者、法務部長官が認める特別な事由により外国籍を放棄できない者(いずれもその旨を証明する書類を提出した者)の3類型がこれに当たる(国籍法10条2項関連施行令)。
- \*3 第1国民役とは免役、退役、現役、予備役など徴兵検査を受けてない18歳以上の男子、あるいは徴兵検査を受け入隊を待っているすべての兵役資源を指す。2016年の兵役法の改正により「兵役準備役」に名称が変更された。
- \*4 直系尊属が外国に永住目的で滞在した状態で出生した者(いわゆる遠征出生者ではない者)は国籍離脱が可能だが、法改正により国籍離脱申告は外国に居住している者に限り在外公館を通してのみ可能となった(国籍法14条1項)。
- \*5 簡易帰化の対象は、父または母が韓国国民だった者、韓国で出生した者で父または母が韓国国民だった者、韓国国民の養子として養子縁組当時大韓民国の民法上成年だった者で、これらの対象者の居住要件は3年である。一方結婚移住者の場合は2年である(国籍法第6条2項)。
- \*6 優秀な外国人材に関する具体的な規定は「国籍法施行令第6条第2項に該当する優秀人材推薦及び評価基準に関する告知」(法務部, 2015年1月7日)として定められた。
- \*7 優秀な外国人の誘致のための帰化要件緩和については、当時の国家競争力強化委員会第11次会議で法務部によって発表された。なお、これらについては当時移民政策諮問会議のメンバーに対する筆者のインタビューでも確認された。
- \*8 韓国籍を取得した者で1年以内に外国籍を放棄しなかったことを理由に国籍を喪失した者は、喪失した1年以内にその外国籍を放棄すれば法務部長官に申告することにより韓国籍を再び取得できる(国籍法第11条)。
- \*9 ここで複数国籍者とは有効な2か国以上の国籍を有する者を意味する。韓国籍者が後天的・自発的に外国籍を取得した場合は、その外国籍を取得した時に韓国籍を喪失したものと規定されているために、国籍喪失申告をしていないとしても複数国籍者ではない。また外国人が帰化・国籍回復等により韓国籍を取得した場合、1年間の外国籍放棄義務期間を設けており、その期間は2つの国籍を有することになるが、この期間は外国籍を放棄する準備期間にすぎず、国籍法で認める複数国籍者ではない(법무부출입국외국인정책본부, 2011:1)。
- \*10 韓国では原則的に外国人は公務員になれないが、専門経歴職、任期制公務員、特殊経歴職公務員としての採用は可能である(国家公務員法第26条)。重国籍者の場合は基本的に公務員になれるが、国家安全保障、情報、機密、軍、警察など8つの分野で業務の性質上国家の安全保障と利益に重要な影響を及ぼす分野で重国籍者が職務を遂行することが不適切と認定し所属機関の長官が定める分野についてはその採用を制限することができる」と定められた(公務員任用令第4条)。
- \*11 韓国の兵役法により兵役の招集が免除されるのは36歳からであるために、「第1国民役」に編入される18歳になる年の3月31日までに韓国籍を放棄しなければ、兵役を解消されない限り36歳までには国籍離脱ができないことになる。

- \*12 「大韓民国に住所をおいている状態」というのは一般的に在留資格を得て外国人登録（居所申告を含む）をしていることを意味するため、合法的に在留資格を取得し外国人登録をした場合には国内に住所がある者と見ることができる（ 법무부출입국외국인정책본부, 2011 : 35）。
- \*13 当時の移民政策諮問会議のメンバーに対する筆者のインタビューから（2014年1月23日, ソウル）。厳格な単一国籍主義の修正には肯定的な意見が多かったが, 優秀な海外人材が韓国の国籍をメリットと感じるかについては懐疑的だったという。
- \*14 ヨーロッパにおいても, 重国籍は移民の定住する国で統合を妨げるものではなく, 統合を助長するものであると認識されるようになってきた（近藤, 2001 : 129-144）。

《参考文献》

日本語

- 近藤 敦, 2001『外国人の人権と市民権』明石書店
- 宣 元錫, 2017「政府主導の『制限的開放』移民政策の形成——人権と競争力の交差」小井土彰宏編『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会

韓国語

- 박병도, 2011「개정 국적법에 대한 비판적 고찰」『일감법학』vol. 19, 건국대학교법학연구소（改正国籍法に対する批判的考察）
- 법무부, 2018「법무부, 국적심의위원회 열어 체육등 5명 우수인재 선정」『Law Leader』20180731（法務部, 国籍審議委員會開催, 体育等 5名優秀人材選定）
- 법무부·국가경쟁력강화위원회, 2009「국적제도개선방안」(法務部·国家競争力強化委員會, 国籍制度改善方案)
- 법무부출입국외국인정책본부, 2011「국적법 Q & A」(法務部出入外国人政策本部, 国籍法 Q & A)
- 출입국외국인정책본부「외국인정책기본계획」1차 (2008), 2차 (2013), 3차 (2018) (外国人政策基本計画)
- 이상훈, 2011「개편된 이중국적제도에 대한 법리적 고찰」『공법학연구』제 12 권제 3 호, 한국비교공법학회（改編された二重国籍制度に対する法理的考察）
- 정근식, 2003「이중국적을 보는 사회적 시각」정인섭『이중국적문제에 대한 법리적 검토』법무부（二重国籍を見る社会的視角）
- 통계청, 2016「장래인구추계 : 2015-2065」(統計庁, 将来人口推計)

# Why Did Korea Steer to Allowing Multiple Nationality?

Sun Wonsuk

*Chuo University*

**Key Words: revised Nationality Law, multiple nationality, international competitiveness, exceptional foreign talents**

In 2011, Korea introduced the revised Nationality Law which partially allow multiple nationality. This is a drastic policy shift from formerly upheld single nationality principle.

With this revision, foreign citizens are no longer forced to give up their original nationality if they vowed not to exercise it in Korea. The intended subjects are foreigners with “exceptional talent”, “marriage migrants”, and “nationality restorers (overseas adoptees, overseas Korean over 65 years of age)” etc. Three aspects are identified for the background of this policy change about multiple nationality, 1) countermeasure for population drain in the era of declining population, 2) economism that motivate the government to attract highly competent foreign workers to improve international competitiveness, and 3) increasing the level of inclusion policy by strengthening the ties between Korean society and immigrants to Korea, or Korean emigrants to other countries. This trend of nationality policy is consistent with the realistic immigration policy since the 2000s, or the intersection of the importance of economic competitiveness and human rights.